

令和7年度第1清川村青少年問題協議会委員会議  
清川村いじめ問題対策連絡協議会会議録

- 1 日 時 令和8年2月25日（水）午後3時20分から午後4時20分
- 2 場 所 生涯学習センターせせらぎ館3階「研修室」
- 3 出席者 会長以下8名出席
- 4 内 容
  - ①開 会
  - ②任命書交付
  - ③あいさつ
  - ④副会長選出
  - ⑤情報交換
    - (1) 清川村青少年問題協議会(清川村いじめ問題対策連絡協議会)の組織について
    - (2) 清川村のいじめ等の現状について
    - (3) 各委員からの情報提供
      - ア 神奈川県内（厚木警察署管内など）での少年の犯罪状況について
      - イ 神奈川県内（厚木児童相談所管内など）での虐待相談受付件数や虐待内容等について
      - ウ その他、委員から情報提供
    - (4) その他
  - ⑥閉 会

---

5 概要及び協議内容

●清川村のいじめ等の現状について【実数については非公開とします】  
事務局 いじめの定義は、心理的・物理的な影響を与える行為（インターネットを含む。）ものであって、当該行為の対象者が心身の苦痛を感じたものになります。ふざけ合いなどで、双方苦痛を感じた場合は、事案が2つとカウントされます。いじめ事案をゼロにするのは望ましいですが、事案の解決率をゼロにして、重大事案に進展しないように努めています。村内の事案は解決率100%となっています。

●各委員からの情報提供

ア 神奈川県内（厚木警察署管内など）での少年の犯罪状況について

委員欠席のため省略

イ 神奈川県内（厚木児童相談所管内など）での虐待相談受付件数や虐待内容等について

委員 厚木児相管内の虐待による取り扱い案件は、1748件。県内では8023件であり、人口で割り返すと案件の多い地区になる。最近では一次保護の案件が多く、定員20名のところ30名近く保護している期間もあり、年間の稼働率としては100%を超えている。人数は伏せるが、村でも保護事案がある。保護に関しては、最近の傾向では、幼児と中高生が増えてきている。家に帰らないケースが多く、SNSで知り合った人を頼りに、地方に出向くパターンも増えてきている。

非行に関しては、案件が減ってきている状況。昔のように目立ついじめっ子のような子がイジメるケースは少なく、ごく普通の子が加害者になるケースが多い。児相取り扱い割合が減っているのは、虐待案件が急激に増えてきている要因もある。虐待を受けている子は、育みが少なく、自己肯定感も低く、非行に走るケースが多い。SNSを使ったものは、近年性的な案件や性加害案件が多く、こちらは一見普通の子が触法行為をしているケースもある。SNS系は判明した時には大被害になっていることが多いのも特徴。虐待や非行、いじめ対策は地域との連携が必要で、向こう三軒両隣のような環境があれば、良い環境が作れるのではと考えている。

委員 最近、外国籍の子どもを多く見かけるが、いじめなどに発展するケースはあるのか。

委員 言語の壁があり初めは戸惑うが、日本語を理解し話し出すと分かち合えたりする。外国にルーツを持つ児童がいじめの対象になっていることはない。

---

---

－以上－